

ALSO-Japan 事業細則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本事業は、Advanced Life Support In Obstetrics - Japan 事業と称し、ALSO-Japan 事業と略称する。

(運営)

第 2 条 本事業は、NPO 法人周生期医療支援機構（以下、「本機構」という。）（本部：石川県七尾市）の事業の一環として行われる。

第 2 章 目的および事業内容

(目的)

第 3 条 本事業は、本機構定款に定めた目的を達成するための活動の一環として実施するものである。次条に定める活動を行い、日本全国の安全なお産を守ることに貢献し、地域医療を推進することを目的とする。また、AAFP（American Academy of Family Physicians：米国家庭医療学会）が実施する全世界の安全なお産を守る活動に協力することを目的とする。

(事業内容)

第 4 条 本事業は、第 3 条の目的を達成する為に次の事業を行う。

(1) 教育コースの実施

① AAFP 認定コース（以下 i） ii） iii）を「ALSO コース」という。）

- i) ALSO プロバイダーコース
- ii) BLSO プロバイダーコース
- iii) ALSO インストラクターコース
- iv) ALSO 認定インストラクター更新コース

② 本機構認定コース

- i) ALSO-Japan インストラクタートレーニングコース
- ii) ALSO-Japan アップデートコース
- iii) ALSO-Japan デモンストレーションコース
- iv) その他、本機構が認めた関連コースやセミナー

- (2) ALSO コースの普及活動
- (3) 本事業に関する講演
- (4) 医学教育への支援と指導者の育成
- (5) 本事業に関連する調査研究
- (6) その他、本事業の目的に貢献できる活動への支援

(本事業の実施)

第5条 本事業に係る活動の実施手続きについて、以下の通りに定める

- (1) 本事業に係る活動の実施を希望する者あるいは団体は、本機構理事長が定める様式による申請書を提出し、本機構理事長の許可を受けなければならない。
 - (2) 第4条第1項第1号に定める教育コース活動の主体となる講師スタッフは、ALSO または BLSO 認定インストラクター、ALSO または BLSO インストラクターキャンディデイト、そして本機構理事長が委嘱した講師スタッフで構成されなければならない。
 - (3) ALSO または BLSO プロバイダーコースのコースディレクターは ALSO 認定インストラクターでなければならない。
 - (4) ALSO 認定インストラクターがコースディレクターとして活動するためには、予め本機構理事長の許可を得なければならない。
 - (5) ALSO プロバイダーコースの講師は ALSO 認定インストラクターまたは ALSO インストラクターキャンディデイトで構成されなければならない。
 - (6) BLSO プロバイダーコースの講師スタッフは、少なくとも 50%が産科医または助産師の ALSO または BLSO 認定インストラクター、ALSO または BLSO インストラクターキャンディデイトの資格を有する者で構成されなければならない。それ以外の講師スタッフは、職種に関わらず BLSO 認定インストラクターまたは BLSO インストラクターキャンディデイト、または日常の業務で産科医療を提供している者でなければならない。
- 2 第4条第1項第1号に定める教育コースの開催あるいは参加に関連する費用について以下のように定める。

- (1) 第4条第1項第1号①に定めるコースを開催する場合、主催者は本機構が定めた金額を本機構が定めた期限内に本機構に支払わなければならない。
- (2) 第4条第1項第1号①に定めるコースに参加する場合、参加者は主催者または本機構が定めた金額を、主催者または本機構に支払わなければならない。
- (3) 第4条第1項第1号②または第2号から第6号に定めるコースまたは活動に参加する場合、参加者は本機構または主催者が定めた金額を、本機構または主催者に支払わなければならない。
- (4) AAFP との契約により、日本国内において開催される ALSO コースへの受講1人あたり25ドルを本機構より AAFP に納める。
- (5) 本機構は、本事業に関連する活動における本機構役員以外の主催者および関係者と参加申請者または参加者との間に生じたトラブルに関する責任を一切負わない。
- (6) 本事業の実施に係る細則に定められた内容以外の例外事項については、本機構理事長がその対応を決定する。

第3章 会員

(ALSO 会員)

第6条 本事業に参加した者のうち次の各号に当てはまる者を、ALSO 会員とする。

- (1) 2009年4月1日以降、本機構が実施する ALSO コースへの参加申請を完了し、本機構理事長が ALSO 会員であることを認めた者。
- (2) 2009年3月31日までに国内または国外で、ALSO コースを修了した者で、それらのプロバイダー資格継続条件を満たし、ALSO 会員になることを希望し、その申請を行い、本機構理事長が入会を許可した者。
- (3) その他本細則第3条の目的に賛同し、ALSO 会員になることを希望し、その申請を行い、本機構理事長が入会を許可した者。

2 ALSO 会員の入会について、次の通り定める。

- (1) 本条第1項第1号により ALSO 会員になろうとする者は、本機構理事長が定める様式による ALSO コースへの参加申込書及び会員規約への同意書を提出し、参加費の納入を行わなければならない（以下、「参加申込み手続き」という。）。
- (2) 本条第1項第2号及び第3号により ALSO 会員になろうとする者は、本機構への入会申請を本機構理事長の定める所定の様式に従って行い、入会金・年会費の納入を行わなければならない。本機構は、申請を受理後、申請者の入会可否、入会に必要な事項を決定し、本人に結果を通知する。
- (3) 本条第1項の該当者が手続きを完了し、本機構理事長が ALSO 会員と認めた後は、本機構に納入された参加費、入会金、年会費は、ALSO コースの開催中止、ALSO コースへの不参加、退会、除名、死亡、本機構の解散を含めいかなる理由があっても返還されない。

3 ALSO 会員の会員期間について、次の通り定める。

- (1) 2009年4月1日以降、本細則第6条第1号による参加申込み手続きを行った者は、参加申込み手続きが完了した時点（本機構理事長が参加申込み手続きを適正と判断した時点）で ALSO 会員となり、参加申込み手続きを行った ALSO コースが実施される月から12ヶ月後の月末日までを会員期間とする（例：ALSO コースが実施される月が2022年4月ならば、2023年4月末日までの期間とする。）。
- (2) 本条第1項第2号または第3号による申請手続きを行った者は、本機構理事長から入会を認められた日に ALSO 会員となり、その日から12ヶ月後の月末日までを会員期間とする（例：ALSO 会員と認められた月が2022年4月ならば、2023年4月末日までの期間とする。）。
- (3) ALSO 会員が、新たに ALSO プロバイダーコースまたは BLSO プロバイダーコースを受講した場合、参加申込み手続きを行った ALSO コースが実施される月から12ヶ月後の月末日まで会員期間が延長される（例：ALSO コースが実施される月が2022年4月ならば、ALSO 会員期間とは、2023年4月末日までの期間とする。）。

4 ALSO 会員の会員期間の継続について、次の通り定める。

- (1) ALSO 会員は、本機構の定める会員継続手続きを完了することにより、本条第2項に定める会員期間を継続することができる。
- (2) 会員期間の継続を希望する ALSO 会員は、本機構の定める会員継続手続きに係る案内に従い、本機構の定める期日までに会員継続手続きを完了しなければならない。
- (3) 本項第2号に定める期日までに会員期間の継続手続きを完了しない場合、ALSO 会員としての活動に参加することができない。

(入会金、年会費について)

第7条 入会金5,000円、年会費5,000円と定める。

- 1 納入された入会金、年会費は、退会、除名、死亡、本機構の解散を含めいかなる理由があっても返還されない。
- 2 納入された会費は、本機構の事業運営上必要な経費に充てる。
- 3 入会金、年会費の金額に変更があった場合は、本機構は可及的早急に ALSO 会員全体に周知する。

(退会および除名)

第8条 ALSO 会員は、次の場合にその資格を失う。

- (1) 退会届を提出した場合
 - (2) 本人が死亡した場合
 - (3) 本機構が解散した場合
 - (4) 継続して2年間会費を滞納した場合
 - (5) 除名された場合
- 2 本条第1項第1号による場合、ALSO 会員は本機構に対して、本機構理事長が定める様式による退会届を提出しなければならない。
 - 3 本条第1項第4号による事由で一旦資格を失った者の再入会について
 - (1) 本条第1項第4号による事由で一旦資格を失った後再入会を希望する者のうち、ALSO プロバイダー資格または BLSO プロバイダー資格が認定期間内である場合は、本機構への再入会申請を本機構理事長の定める所定の様式に従って行わなければならない。
 - (2) 本機構は、申請を受理後、申請者の再入会可否、再入会に必要な事項を決定し、本人に結果を通知する。

(3) 再入会可能と認められた当該申請者は、滞納分の年会費と ALSO 会員入会金を、本機構の定める期限内に本機構に納めなければならない。

(4) 本条第1項第4号による事由で一旦資格を失った後再入会を希望する者のうち、ALSO プロバイダー資格または BLSO プロバイダー資格の認定期間が切れている場合は、あらためて ALSO プロバイダーコースまたは BLSO プロバイダーコースを受講しなければならない。

2 ALSO 会員が、次の各号に該当すると本機構理事会が判断したときは、本機構総会において除名の決議に付することができる。総会の決議にあたり、当該会員に弁明の機会を保障するものとする。

(1) 本機構の定款等に違反した場合

(2) 本事業の活動の目的に反し、会員にふさわしくない行為があった場合

(3) 本機構の名誉を傷つけ又は本事業の目的に反する行為があった場合

(4) 社会通念を逸した行為があった場合

(罰則)

第9条 除名された者は、本機構データベースから削除され、以後、再入会することはできない。

2 本機構の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたときは、その程度によって、法的処置を行使することがある。

第4章 資格の認定及び更新

(資格の認定)

第10条 ALSO プロバイダー資格の認定について、以下の通りに定める。

(1) ALSO プロバイダーとなるためには、ALSO プロバイダーコースを修了しなければならない。

(2) 2020年4月1日以降に ALSO プロバイダー資格の認定または更新を受けた者の認定期間は3年間とする。

① ALSO プロバイダー認定期間は、合格したコースの修了日または更新から3年後の認定月末日までとする（例：修了日が2022年4月

1日ならば、プロバイダー認定期間とは、2022年4月1日から2025年4月30日の期間とする。) 。

② 海外で ALSO プロバイダー資格の認定を受けた者のプロバイダー認定期間

i) 海外コースで定められた認定期間内に ALSO 会員となった者の ALSO プロバイダー資格の認定期間は海外コースで定められた期間とする。

ii) ALSO プロバイダー資格の更新に必要な条件は、日本国内で ALSO プロバイダー資格の認定を受けた者に準ずる。

(3) 2020年3月31日以前に ALSO プロバイダー資格の認定または更新を受けた者のプロバイダー資格の認定期間は5年間とする。

2 BLSO プロバイダー資格の認定について、以下の通りに定める。

(1) BLSO プロバイダーとなるためには、BLSO プロバイダーコースを修了しなければならない。

(2) 2020年4月1日以降に BLSO プロバイダー資格の認定または更新を受けた者の認定期間は3年間とする。

① BLSO プロバイダー認定期間は、合格したコースの修了日または更新から3年後の認定月末日までとする (例: 修了日が2022年4月1日ならば、プロバイダー認定期間とは、2022年4月1日から2025年4月30日の期間とする。) 。

② 海外で BLSO プロバイダー資格の認定を受けた者のプロバイダー認定期間

i) 海外コースで定められた認定期間内に ALSO 会員となった者の BLSO プロバイダー資格の認定期間は海外コースで定められた期間とする。

ii) BLSO プロバイダー資格の更新に必要な条件は、日本国内で BLSO プロバイダー資格の認定を受けた者に準ずる。

(3) 2020年3月31日以前に BLSO プロバイダー資格の認定または更新を受けた者のプロバイダー資格の認定期間は5年間とする。

3 ALSO インストラクターキャンディデイトの認定について、以下の通りに定める。

- (1) ALSO プロバイダー資格を有する者のうち、ALSO インストラクターコースを修了した者を ALSO インストラクターキャンディデイトとする。
 - (2) ALSO インストラクターキャンディデイトは、ALSO 認定インストラクター指導の下、ALSO に関連するコースにおいて、講師として指導を行うことができる。
 - (3) ALSO インストラクターキャンディデイトの ALSO インストラクターコース受講実績の有効期間は1年間である。
- 4 BLSO インストラクターキャンディデイトの認定について、以下の通りに定める。
- (1) BLSO または ALSO プロバイダーコースを修了した者のうち、ALSO インストラクターコースにおける BLSO 履修内容を修了した者を BLSO インストラクターキャンディデイトとする。
 - (2) BLSO インストラクターキャンディデイトは、ALSO 認定インストラクターまたは BLSO 認定インストラクター指導の下、BLSO に関連するコースにおいて、講師として指導を行うことができる。
 - (3) BLSO インストラクターキャンディデイトの ALSO インストラクターコース受講実績の有効期間は1年間である。
- 5 ALSO 認定インストラクターの認定について、以下の通りに定める。
- (1) 本項第2号に掲げる手続きを経て、本機構理事長から認定を受けた者を ALSO 認定インストラクターとする。ALSO 認定インストラクターは AAFP が認定するインストラクターである。
 - (2) ALSO 認定インストラクターとなるためには、ALSO インストラクターキャンディデイトが所定の手続きを経て、本機構理事長から認定を受けなければならない。所定の手続きについては別に定める。
 - (3) 海外で取得した ALSO 認定インストラクター資格を有する場合
 - ① 日本国内における ALSO 認定インストラクターとしての活動のためには本機構理事長の許可を必要とする。
 - ② 海外での ALSO プロバイダー認定資格の認定期間が切れている場合は、ALSO 認定インストラクターとしての活動は認められない。
 - (4) ALSO 認定インストラクター資格の認定を受けた日から ALSO プロバイダー資格期限の日までを ALSO インストラクター資格の認定期

間とする。その後は、ALSO プロバイダー認定期間に合わせて3年ごとの更新とする。

- 6 BLSO 認定インストラクターの認定について、以下の通りに定める。
 - (1) 本項第2号に掲げる手続きを経て、本機構理事長から認定を受けた者をBLSO 認定インストラクターとする。BLSO 認定インストラクターは本機構が認定するインストラクターである。
 - (2) BLSO 認定インストラクターとなるためには、BLSO インストラクターキャンディデイトが所定の手続きを経て、本機構理事長から認定を受けなければならない。所定の手続きについては別に定める。
 - (3) BLSO 認定インストラクター資格の認定を受けた日からBLSO プロバイダー資格期限の日までをBLSO インストラクター資格の認定期間とする。その後は、BLSO プロバイダー認定期間に合わせて3年ごとの更新とする。
 - (4) ALSO 認定インストラクターの資格を有するBLSO 認定インストラクターの認定期間は、ALSO 認定インストラクター資格の認定期間とする。
- 7 指定認定インストラクターの委嘱について、以下の通りに定める。
 - (1) 指定認定インストラクターは、本機構理事長が委嘱するALSO 認定インストラクターまたはBLSO 認定インストラクターである。指定認定インストラクターはインストラクターキャンディデイトの予備審査および認定審査における評価を行うことができる。

(資格の更新と失効)

第11条 ALSO プロバイダー資格を有するALSO 会員について、次の第1号かつ第2号の条件を満たすことによって、新たにALSO プロバイダーコースを受講しなくても、その資格の更新申請を行うことができる。

- (1) 会費納入等、本機構定款及び本細則で定められたALSO 会員の義務を履行していること。
- (2) ALSO 認定インストラクターまたはインストラクターキャンディデイト資格を有し、ALSO プロバイダー資格認定期間の直近3年間に2回以上ALSO プロバイダーコースに講師スタッフとして参加した実績を有すること。

- 2 本条第1項のALSOプロバイダー資格の更新条件を満たし、更新を希望するALSO会員は以下の通り更新手続きを行う。
 - (1) 本機構理事長が定める更新申請書をALSOプロバイダー資格の認定期間内に本機構に提出する。
 - (2) 本機構は、本項第1号の更新申請書を受理後、審査をおこない、申請者のALSOプロバイダー資格更新の可否を決定し、その結果を申請者に通知する。
- 3 ALSOプロバイダー資格の失効について以下のように定める。
 - (1) 本条第2項のALSOプロバイダー資格の更新手続きを資格の認定期間内に完了しない者は、ALSOプロバイダー資格を失効する。
 - (2) 本条第1項の条件を満たさない者は、資格の認定期間内に新たにALSOプロバイダーコースを修了しなかった場合、ALSOプロバイダー資格を失効する。
- 4 ALSO認定インストラクター資格の更新については以下のように定める。
 - (1) ALSOプロバイダー資格を有するALSO会員でなければならない。
 - (2) 資格認定期間の直近3年間に2回以上ALSOプロバイダーコースに講師スタッフとして参加した実績を有しなければならない。
 - (3) ALSO認定インストラクター更新コースを修了しなければならない。
 - (4) 本項第1号、第2号、第3号、全ての条件を満たし、資格の更新を希望するALSO会員は、以下の通り更新手続きを行う。
 - ① 本機構理事長が定める更新申請書をALSO認定インストラクター資格の認定期間内に本機構に提出する。
 - ② 本機構は、本号①の更新申請書を受理後、審査をおこない、申請者のALSO認定インストラクター資格更新の可否を審査し、その結果を申請者に通知する。
- 5 ALSO認定インストラクター資格の失効については以下のように定める。
 - (1) 本条第4項のALSO認定インストラクター資格の更新手続きを資格の認定期間内に完了しなかった者は、ALSO認定インストラクター資格を失効する。
 - (2) 本条第4項のALSO認定インストラクター資格の更新手続きを資格の認定期間内に完了したが、審査の結果、資格の更新を認められなかった者は、ALSO認定インストラクター資格を失効する。

- 6 ALSO インストラクターキャンディデイト資格の更新については以下のよう
に定める。
 - (1) ALSO プロバイダー資格を有する ALSO 会員でなければならない。
 - (2) 1年に1回 ALSO インストラクターコースを修了しなければならない。
 - (3) 1年に1回以上 ALSO インストラクターキャンディデイトとしての
評価を受けた実績を有していなければならない。
 - (4) 本項第1号、第2号、第3号、全ての条件を満たす ALSO 会員は、
ALSO インストラクターキャンディデイトの資格を更新する。
- 7 ALSO インストラクターキャンディデイト資格の失効については以下のよ
うに定める。
 - (1) 本条第6項の ALSO インストラクターキャンディデイト資格の更新
条件を資格の認定期間内に満たさなかった者は、ALSO インストラ
クターキャンディデイトの資格を失効する。
- 8 BLSO プロバイダー資格を有する ALSO 会員について、次の第1号かつ
第2号の条件を満たすことによって、新たに BLSO プロバイダーコース
を受講しなくても、その資格の更新申請を行うことができる。
 - (1) 会費納入等、本機構定款及び本細則で定められた ALSO 会員の義務
を履行していること。
 - (2) BLSO または ALSO 認定インストラクター、BLSO または ALSO
インストラクターキャンディデイト資格を有し、BLSO プロバイダ
ー資格認定期間の直近3年間に2回以上 BLSO プロバイダーコース
に講師スタッフとして参加した実績を有すること。
- 9 本条第8項の BLSO プロバイダー資格の更新条件を満たし、更新を希望
する ALSO 会員は以下の通り更新手続きを行う。
 - (1) 本機構が定める更新申請書を BLSO プロバイダー資格の認定期間内
に本機構に提出する。
 - (2) 本機構は、本項第1号の更新申請書を受理後、審査をおこない、申請
者の BLSO プロバイダー資格更新の可否を決定し、その結果を申請
者に通知する。
- 10 BLSO プロバイダー資格の失効について以下のように定める。
 - (1) 本条第9項に定める BLSO プロバイダー資格の更新手続きを資格の
認定期間内に完了しない者は、BLSO プロバイダー資格を失効する。

- (2) 本条第8項の条件を満たさない者は、資格の認定期間内に新たにBLSOプロバイダーコースを修了しなかった場合、BLSOプロバイダー資格を失効する。

11 BLSO認定インストラクター資格の更新については以下のように定める。

- (1) BLSOプロバイダー資格を有するALSO会員でなければならない。
- (2) 資格認定期間の直近3年間に2回以上BLSOプロバイダーコースに講師スタッフとして参加した実績を有しなければならない。
- (3) ALSO認定インストラクター更新コースを修了しなければならない。
- (4) 本項第1号、第2号、第3号、全ての条件を満たし、資格の更新を希望するALSO会員は、以下の通り更新手続きを行う。
 - ① 本機構理事長が定める更新申請書をBLSO認定インストラクター資格の認定期間内に本機構に提出する。
 - ② 本機構は、本号①の更新申請書を受理後、審査をおこない、申請者のBLSO認定インストラクター資格更新の可否を審査し、その結果を申請者に通知する。

12 BLSO認定インストラクター資格の失効については以下のように定める。

- (1) 本条第11項のBLSO認定インストラクター資格の更新手続きを資格の認定期間内に完了しなかった者は、BLSO認定インストラクター資格を失効する。
- (2) 本条第11項のBLSO認定インストラクター資格の更新手続きを資格の認定期間内に完了したが、審査の結果、資格の更新を認められなかった者は、BLSO認定インストラクター資格を失効する。

13 BLSOインストラクターキャンディデイト資格の更新については以下のように定める。

- (1) BLSOプロバイダー資格を有するALSO会員でなければならない。
- (2) 1年に1回ALSOインストラクターコースを修了しなければならない。
- (3) 1年に1回以上BLSOインストラクターキャンディデイトとしての評価を受けた実績を有していなければならない。

(4) 本項第1号、第2号、第3号、全ての条件を満たす ALSO 会員は、BLSO インストラクターキャンディデイトの資格を更新する。

14 BLSO インストラクターキャンディデイト資格の失効については以下のよう

に定める。
(1) 本条第13項のBLSO インストラクターキャンディデイト資格の更新条件を資格の認定期間内に満たさなかった者は、BLSO インストラクターキャンディデイトの資格を失効する。

第5章 医学教育への支援等

第12条 本機構は、ALSOの普及のために医学教育への支援をおこなう。

2 ALSO 会員が、第4条第1項第1号②iii)、iv) および第2号から第6号の事業において、ALSOに関連する教育ツールの使用を希望する場合は、本機構に申請手続きをおこなう必要がある。

3 本機構は、本条第2項の申請を受理後、審査をおこない、その結果を申請者に通知する。

第6章 事業細則の改訂

(事業細則の改定および適用)

第13条 本細則が改定された場合、本機構ホームページなどの媒体を使って、ALSO 会員に周知を行う。

2 本細則が改定された場合、その内容は改定前に入会した ALSO 会員にも適用される。

附則

1、本細則に係る申請書に代えて、本機構が定める事項を遺漏無く記載した電子メールによることを認める。ただし、申請に用いる電子メールアドレスは予め本機構に届出、許可を得たものに限る。

2、規則の制定及び改訂

平成 21 年 4 月 1 日制定
平成 21 年 9 月 1 日改定
平成 23 年 5 月 20 日改定
平成 23 年 6 月 13 日改定
平成 23 年 7 月 27 日改定
平成 23 年 11 月 1 日改定
平成 23 年 12 月 1 日施行
平成 25 年 10 月 8 日改定
平成 25 年 11 月 8 日施行
令和 2 年 2 月 27 日改定
令和 2 年 4 月 1 日施行
令和 4 年 3 月 31 日改定
令和 4 年 4 月 1 日施行